

第7回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会

3月29日、第7回任意合併協議会が開かれました。会議では、合併することとなった場合の岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置の取扱い案が報告・了承された後、議案として提出され、原案どおり決定されました。

また、平成16年度協議会予算や事業計画、第5回及び第6回会議で提案された21件の事務事業の取扱いが議案として提出され、いずれも原案どおり決定されました。

さらに、新市建設計画素案（財政計画を除く）など4件が提案され、それぞれ持ち帰り検討することとなりました。

岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置について

◇行政区の範囲
現在の岩槻市の区域をもって、一つの行政区とする。

◇行政区の名称
岩槻区とする。

◇行政区の事務所の位置
岩槻市本町六丁目1番1号（現在の岩槻市役所）をもって、行政区の事務所の位置とする。

《提案された事項》

新市建設計画素案 （財政計画を除く）

◇内容は、4ページ以降の新市建設計画素案の概要をご覧ください。

行政機関の取扱い
行政機関は、原則としてさいたま市の制度に統一するものとする。

町・字名の取扱い
町・字の名称及び区域は、現行のとおりとする。

各種事務事業（消防業務）の取扱い

消防業務は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇火災等出動計画、消防緊急情報システムは、さいたま市の制度に統一する。

◇消防水利の整備計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。

◇女性消防隊は、さいたま市の制度を適用する。



第8回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会



会長 田隅三生

4月20日、第8回任意合併協議会が開かれました。会議では、新たに埼玉大学学長になられた田隅三生学長が委員並びに会長に就任したこと、人事異動に伴い、さいたま市の委員に変更があったことについて報告されました。

また、第7回会議で提案された4件の事項が議案として提出され、いずれも原案どおり決定されました。

4月1日付けで任意合併協議会の会長に就任しました埼玉大学学長の田隅三生でございます。これまで協議を重ねてきた経緯を踏まえ、一層の合併協議推進のため、微力ながら精一杯職務を務めてまいりますので、よろしくお願いたします。